

令和8年度 第1回 射水市内川情景条例当策定検討委員会 議事録

- 1 開催日時 令和8年8月4日（火） 午後4時30分～午後6時45分
 - 2 開催場所 新湊消防署3階講堂
 - 3 出席者
 - (1) 委員 明石委員、牛塚副委員長、海老委員、大谷委員、木村委員、串田委員、小杉委員、塩谷委員、鈴木委員長、中田委員、宮崎委員
高木委員、藪谷委員（オンライン）
 - (2) 事務局 産業経済部長、産業経済部次長、観光まちづくり課長、観光まちづくり課長補佐、観光まちづくり課員、都市計画課長、都市計画課長補佐、都市計画課員、(株)都市環境研究所
 - (3) 報告者 (株)リノベリング
 - 4 傍聴者等 報道機関3者
-

会議次第

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長、副委員長の選出
- 5 議 事
 - (1) 内川情景条例等策定の趣旨について
 - (2) 報告事項
 - ・内川まちなみ解剖学
 - ・第1回内川まちの未来会議実施報告書
 - (3) （仮称）内川情景条例に必要な項目等について
 - (4) 内川情景条例に対する所感等について
- 6 意見交換
- 7 閉 会

<会議資料>

- 資料1 趣旨説明
 - 資料2 内川まちなみ解剖学
 - 資料3 第1回内川まちの未来会議実施報告書
 - 資料4 （仮称）内川情景条例に必要な項目等
-

委員長、副委員長の選出

要綱に基づき、委員の互選により鈴木委員を委員長に選出し、鈴木委員長が牛塚委員を副委員長に指名した。

議 事

(1) 内川情景条例等策定の趣旨について（資料１を基に事務局が説明）

【委 員】

対象エリアは具体的にどこか。

【事務局】

この内川に面している自治会（青い囲みの部分の自治会）を事務局案としているが、エリア設定も本委員会で議論していただきたい。

(2) 報告事項

・内川まちなみ解剖学（資料２を基に明石委員が説明）

・第１回内川まちの未来会議実施報告書（資料３を基に㈱リノベリングが説明）

【委 員】

「内川まちの未来会議」には、どのような参加者が何人ぐらい来たのか。また、呼びかけの方法は。

【㈱リノベリング・事務局】

毎回２０名程度が参加され、約７割が高齢者、残りの約３割が３０代～５０代で、男女比は半々程度であった。参加の呼びかけは、チラシを放生津・新湊地域に全戸配布して行った。また、参加できない方にはアンケートフォームで回答いただけるようにした。さらには、小・中・高校生に対しては「残したい風景」や「好きなところ」をテーマにした絵の募集も実施している。

【委 員】

外部からの参加者はいたのか。

【㈱リノベリング】

外部の学生の参加はあったが、大半が地元住民の参加であった。

【委 員】

参加者の中には、ワークショップの目的や趣旨を十分に理解されないまま、戸惑っている方がいた。ワークショップでの意見が、この委員会にどのように反映されるのか、そのプロセスやこの委員会との連携の具体策について伺いたい。

【事務局】

本委員会のみで決定するのではなく、住民の思いを反映させることが不可欠と考えている。「内川まちの未来会議」の意見を本委員会で共有し、逆に本委員会での議論を「内川まちの未来会議」へフィードバックするなど、キャッチボールを行いながら進めていく。

【委 員】

住民のための条例であるべきなのに、そこにいる住民の思いと、行政側の熱量との間にギャップがあると感じた。内川に長く住む地元住民の声を拾うには、公民館などへ出向いた方がよいのではないかな。より多くの人の意見を聞く工夫をしないと、条例ができたとしても、意味のないものになるのではないかな。

【事務局】

意識のギャップについては認識しており、極力埋めていきたい。地域振興会単位の場合へ出向いて説明する機会を、より早い段階で実施できないか検討する。

【委員】

「内川まちの未来会議」が形だけの開催となり、参加者を裏切ることがないように、「ガス抜き」と思わせない姿勢でしっかりと議論をまとめて進めてほしい。

【委員】

見た目を綺麗にして観光客を呼ぶ賑わいを目指すのか、住民の実際の暮らしを守ることなのか、が理解できていない。内川沿いの映える撮影スポットのようなイメージばかりが先行しているが、外部からの見栄えと実際に生活している住民の希望、心配事には大きなギャップがある。暮らしを守ることが目的ならば、まずは地域に住む人々の声や希望、空き家などの生活課題の解決を最優先に進めてはいかなか。

【事務局】

情景条例を作らなくても、このまちを守っていけるのであれば、別に条例に拘る必要はないと考えている。情景条例は、数ある施策の一つとして取り組んでいる。急激な人口減少・高齢化（逆三角形の人口ピラミッド）が進む中、地域を持続可能にするための対策が不可欠であるという危機感からスタートしている。内川の価値を評価して都市部から移り住む若い世代が増えつつある流れを後押ししたい。また、外部資本による空き家の大量買い占め情報などもあったため、まち並みや価値を守るためのルールを整える必要がある。条例一つで全ての課題が解決するわけではないが、持続可能な地域づくりの足がかりとして取り組んでいる。

【委員】

20年前に中町地区で住民主導の景観協定の締結を試み、一時は全員の承認を得て最終会合まで進んだが、具体的な規制条件が議論される中で意見が対立し、物別れに終わった経緯がある。生活上の制約や強制に対して住民の抵抗感が生じる難しさを理解しつつも、現状のまま放置するのではなく、何らかの共通認識や一定のルールの必要性を実感している。今回、市が主導して動き出したことを歓迎し、住民のスタンスに寄り添いながらも何らかの形でまとめてほしいと期待している。

【委員長】

日常生活の中では地域の価値が見えにくくなり、ルール作りを諦めてしまう地域もあるが、厳しい強制力ではなく、「どんなまちにしたいか」という共通の理念を語り続け、持続的なまちづくりや若い世代の移住に成功した事例（真鶴町など）がある。過去の難しさを踏まえ、情景条例とはどのようなものかの具体例や選択肢をしっかりと示しながら住民の意見を丁寧に吸い上げることで、合意形成につなげていくことができるのではないかと考え

る。内川の風景には守るだけの価値が確実にあると感じており、そのためには何らかの取組が必要であると思っている。

(3) (仮称) 内川情景条例に必要な項目等について (資料3を基に(株)都市環境研究所が説明)

【委員長】

説明を改めて整理すると、射水市は富山県景観条例のエリアに入っているが、対象は大規模な建築物だけで、小さな戸建てなどは対象外になっている。まち並みの保全については、保全指針の中に配慮を求める事項として明記されているにとどまっている。そのため、色彩のガイドラインから逸脱したり、屋根形状が現状と異なる建て替わりが進むことで、内川の風景が維持できるかどうか、また、空き家が増えていく状況や空き家を大量に購入する外部資本が入ってくる中で、配慮事項をちゃんと守ってくれるかどうか難しい可能性があるという懸念がある。

【委員】

住民の理解が必要だと認識しつつも、30年後を考えて動ける人がどれだけいるのか。マンションが建って船がなくなるような景色の変化は、問題になってからでは遅く、戻らないため、法律のように先回りして考える必要がある。人口減少の中でも空き家を大量に購入する外部資本が現実には動いており、現状の住民の理解・納得と並行しながら、未来を先回りして考える人を増やしていくべきであり、このギャップを埋めることが今回のプロジェクトだと思っている。

【委員】

個人の意見はキリがなく、当事者性の有無が重要である。内川沿いの住民、内川を好む人、勤務地として利用する人、散歩コースとして景観を重視する人など、様々な立場の参加者がいる中で、委員の発言がどのように取り上げられるか、また、委員会でのスタンスや立て付けが極めて重要である。

【委員】

真鶴町の景観条例は条例ではなく、憲章・チャーター的性質であり、条文の議論はより後の段階で良いのではないか。未来戦略会議で示された「情景」というキーワードは「景観」とは異なり、空気感や気配であり、市民ごとに感じ方が異なることに留意が必要。数値化ではなく、憲章と条例の二層構造で構成することが有効ではないかと考えており、条例案を早期に提示することは検討の方向性を狭める懸念があるため、今後、委員間の議論をより深めるべきだと考える。

【委員長】

真鶴町の事例について補足すると、理念的メッセージを重視しつつ、実際には景観法に基づく届出制度で色彩基準など具体的な規制も行っており、二層構造である。また、参考資料の条例事例について、京町家条例は景観条例と金融支援を組み合わせることでリノベーション促進に効果を発揮する珍しいケースであり、金山町の条例は小規模建物も対象とし、地元らしい建物建設への長年の努力と景観条例を結合させている例である。一般的な景観条例の多様な取組事例があるものとして理解していただければと考える。

【委 員】

住民の声の重要性について、外観のみの整合性では不十分である。京町家保全事例では、民泊利用時の業者対応や地元住民への配慮が細かく条例で規定されている。具体的には、管理者の常駐義務や近隣住民への連絡先共有など、地元住民の安心を担保する仕組みが整備されている。隣人が誰であるか不明、民泊業者の大手企業と連絡が取れない、夜間に対応できない等の不安を解消することが許容の前提であり、今後の検討においてもこうした点を合わせて考慮していただきたい。

【委員長】

富山らしい住まい方の保全と、未来に向けた構想の両立が必要である。現状維持のみならず、未来を見据えた議論が本検討会の使命であり、委員の目線を合わせていきたい。

【事務局】

条例は地方自治体が制定できる最も効力を持つものであり、地域の持続可能性を高めるため、住民の流出を防ぎ、地域の価値を理解した住民を増やすことを強く支援する条例の制定を目指していければと考えている。

【委員長】

国の政策転換により、景観法関連の法律が整備され、7月に景観リノベーション制度が新設された。歴史まちづくり法の裾野拡大方針も示され、こういった新しい取組においては景観法に基づく景観条例が求められる場合がある。今回の会議の直前での大きな方針転換であるため、次回第2回以降で法律情報を整理し、複数の方向性を示した上で、それに基づいて議論することを考えてみたい。

その他

第2回検討委員会 令和8年10月27日 14時から